

第三十一回 参議院社会労働委員会會議録第二十号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

三月二十日委員中山福藏君辞任につき、その補欠として田村文吉君を議長において指名した。
本日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として坂本昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君

委員

有馬 英二君
紅露 みつ君
齋藤 昇君
松岡 平市君
横山 フク君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君
光村 甚助君
田村 文吉君

國務大臣

厚生大臣 坂田 道太君

政府委員

厚生大臣官 小山進次郎君
房審議官 大塚 茂君
郵政省簡易 大塚 茂君
保険局長

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員
大藏省理財 澄田 智君
局総務課長

説明員

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国民年金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。

三月二十日付をもって中山福藏君が辞任し、その補欠として田村文吉君が選任されました。三月二十四日付をもって阿具根登君が辞任し、その補欠として坂本君が選任されました。

○委員長(久保等君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法案(閣法第二二三号)の審査上の参考人とするため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じます。その日時、人選その他の手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。よって委員長は理事と協議の上、進めることといたします。

○委員長(久保等君) 国民年金法案(閣法第二二三号)を議題といたします。

す。御質疑を願います。

○坂本昭君 このたびの国民年金法案を作成するに当たりまして、厚生省の良心ある優秀の方々が知能をこらして非常な御研究をされたことについて、深い敬意を表するものでございます。しかしながら、敬意は敬意であつて、法案そのものについて、はなはだ多くの批判すべきものを認めざるを得ないのでございます。

きょうは、きわめて総括的というよりも、年金法案についての序論的な、そして私たちから見ると決定的な大事な点をお尋ねしたいと思ひます。

最初に、第一条にもあげておられますが、国民の共同連帯によつて国民生活の安定を守つていこう、非常なりっぱな目標を掲げておられますが、この共同連帯という意味を具体的にどのようう形でお考えになつておられるか、大臣のお考えを承りたい。

○國務大臣(坂田道太君) 社会保障制度というか、ことに今回御審議を願つております年金制度そのものが、大きい意味におきましては、やはり社会連帯という考え方から成り立っている。私たちが考へているわけでありまして、今回提出いたしました年金というものは、その基本といたしましては、提出年金を基本といたしまして、経過的にまたは補完的には、現在すでに老齢あるいは障害あるいは母子家庭にあられる方々に対しては、保険料を納めることができないこれらの方々に対しては、はるまゝる国がこれを見てい

こう、こういう意味合いにおきまして無拠出年金制度、今度の法案といたしましては援護年金の制度を考えておるようなわけでございます。たとえば老齢者の方々に對して申し上げますならば、自分たちの老後というものは、自分たちが将来老後になったときの生活の一部を得られるために、自分たちが所得活動期である間に、仕事ができ、そして所得のある間にその一部を積み立てて、そして老後の生活の一部をささえていこう、そういうわけでござい

ます。その出しました保険料の二分の一というものはこれを国で見ていること、まあこういう仕組みになつておることは御承知の通りでございます。この間、この委員会におきまして木下委員の御質問にもお答えを申したわけでございしますが、自分たちというこの中におきまして自分というものは、単にたとへば一個の物理学上の個でなく、一つのいろいろの側面を持つた、人間の苦悩を持った個である。人である。たとへて言うならば、その自分というものは非常に貧乏で、どうしても生活がしにくい状態にある個人でもある。しかし、ある自分は非常に豊かな金を持つた方であつて、そうしてその方はいわば自分の今の生活にもその支障は来たさな。あるいは将来の見通しも十分ある。しかしながら、隣りの貧しい一人の人のことをやばり頭に置いて、つまり社会連帯の気持ちから拠出することによつて、その積み上げられた総額によつてそれらのか

わいような貧しい方々に対しても相当の給付というものを与えていこう、こういういわば社会連帯の考え方から成り立つておる。障害についても同様なことが言えると思ひますし、あるいはまた、母子家庭の方々に置きましても言えると思ひます。結局は障害を受けたり、あるいはまた、母子家庭であつたり、あるいはまた、老齢といううな、人間のいわば自分の意思以外の事柄によつて所得能力を失つた人たちに對して、所得ある人たちが、あるいは健康な人たちが、そういう人たちが積み上げた幾ばくかの金及びそれらに對して国全体がやはりその二分の一程度を見ていく、こういうような意味から社会連帯という考え方でもつてこの年金制度が作られておる。こういうふうには考へておるようなわけでござい

○坂本昭君 ただいま大臣の御説明にも出ましたが、無拠出の年金をやる。あるいは保険金の二分の一を国が負担をする。こういうことによつて共同連帯の財政的な裏づけというものが私は行われていくと考へる者でございますが、要は所得の再配分ということにあるかと思ひます。特にこの年金制度というものは、これは所得保障の制度でございます。そういう点で所得の再配分ということが明確に行われないうような、そういう年金法であるとすれば、それは羊頭をかかげて狗肉を売るのたぐいであると言わざるを得ないと思ひます。そういう点で

これからいろいろとそういう面の基本的な問題についてお伺いしたいと思っています。

で、この法案の中で、いろいろと問題になる点がございしますが、きょうは時間の関係もございしますので、特にこの運用と調整の問題、この調整の問題は、この法案では第四条のところにちょっと出ております。それから運用のこと、費用のことについては八十五条から百条のところにでておりますが、現実的な問題としては、結局運用と調整の問題が一番大きい問題になるんじゃないか、特に国民はみなこのたびの年金に対して非常な期待を持っている。非常な期待を持っていることは、これはもう大臣よく御承知だと思えますし、私もいなかへ帰りまして、いろいろな演説会などやる場合に、最近はおじいさん、おばあさんあたりが演説会に出ておって、一体年金はどうなるのですかという率直なことを聞かれるのであります。ただ国民の期待はほとんどに沿ったところの内容があるかどうか、私は率直に申しまして、どうもこの言葉は、いわゆる国民年金という言葉であるけれども、内容的に見ると、非常に失礼でございすけれども、ごまかしがあるのじゃないかというところを痛切に感ずるのであります。特に今回の三十一回国会には、この国民年金法案を初めとして、公務員の共済法案、それから厚生年金法案の改正、それから船員保険法の改正、それから中小企業の退職金共済法案、こういった法案が、つまりそれぞれ年金に関係のある法案がたくさん出ているのであります。幸か不幸か国民年金におおわれてしまつて、何か問題は、今審議し

ている国民年金だけが当面の問題のように見えますけれども、実は私たち今度の三十一国会というのはどういふうに意義づけられるかという、いわば年金国会であるというふうにも見られるのであります。そういう点で、私は日本に今まである各種の年金、そういうものがあるというふうに見えてくるか、そうしてこれらの尊い経験と実績の上に立って、今度の国民年金法案というものが作られていく、そのために、私の見る限り、日本の官僚の良心ともいふべき厚生省の、しかも最もすぐれた能力のある人たちが誠心こめて作られたところのこの法案が、過去の実績の上に立ってどういふ役割を果たしているか、私はそういう点で直接この法案には関係ないようですけれども、厚生年金保険の問題、それから郵便年金の問題、こういうものについて、しさいに一度検討してみたいのです。そうしてこれらの中にある欠点と美点、それらのものがこの法案にどういふふうに出てきているか、特に郵便年金は、たしか大正五年、一番古い——恩給などは別として、年金という名前には非常に古い歴史を持っております。なるほど郵便という特殊な名称はついておられますけれども、郵便年金の過去それから現在に至る経過を見ますと、この中にいろいろと年金問題の重点がひそめられておると私は見るのであります。で、これを一度検討してみますと、いろいろなおもしろい要素をつかむことができて、そして今度の法案との比較にも非常になるのじゃないか、そういう意味で簡易保険局長さんおいでですね。当委員会の人たちに理解できるように、郵便年金という

ものの過去から現在にわたってどういふ状態であったか。特に問題は、あのインフレの物価変動の時期に際して年金というものがどういふ役割を果たしてきたか、そういう点について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) それでは、郵便年金を始めましてからの大体的状態を御参考までに申し上げます。郵便年金ができましたのは、たゞ坂本先生からお話がありました、実は大正十五年、簡易保険ができましたのが大正五年でありまして、郵便年金ができましたのは大正十五年からでございます。制度の内容といたしましては、これは今度の国民年金等と違ひまして、あくまで任意的な契約によるというところになつておるわけでございしますが、従つて、郵便局を通じて募集をいたした、勧奨いたしまして、それに応ぜられた方々と契約を結ぶという建前になつておるわけでございします。その年金の種類といたしましては、老後の生活安定を目的といたしまして、老後の生計を助けるための年金といたしまして、一つ子供の学資資金あるいは結婚資金といったような、あるいは事業を始める場合の資金といったものを対象といたしまして、その二つの種類に大別分けすることができるといふわけでありますが、その中で養老年金の性質をもちますものは、保証期間つきの即時終身年金といたしまして、その翌日から年金の支払い込みますと、その翌日から年金の支払い込みますと、これは掛金を支払ひを開始するといふものでございまして、もしその人が途中で死亡したという場合は、その後、契約によりまして十年あるいは二十年という期間、いわゆる保証期間といふ間は遺族に対して年金を支給するといふ内容

のものでございします。もう一つ養老的なものとして、保証期間つきの据置終身年金といふのがございします。これは掛金を払い込みましてから十年なり、二十年という一定の据置期間をおきまして、一定の年金に上つたときから初めて年金の支払いを開始するといふものでございまして、これも先ほど言ひました本人が死亡した場合の年金を支払ひ保証期間といふものがやはりきめられております。それから学資年金といふような性質のものとして、定期年金といふのがございまして、これは五年または十年の期間を区切りまして、その間だけ年金を支払ひ、開始時期は、十二才とか、十五才とかあるいは十八才、二十才、二十五才といふようなふうにきめられておるわけでございします。それで現在この三種類の年金を売り出すといひますが、か、やつておるわけでございしますが、ほとんど現在契約の九〇%あまりがこの定期年金でございまして、年金の本来的な意味の養老年金である終身年金といふものがわずかに一割足らずしかないといふ状況でございします。その原因はどこにあるかといふことになりまして、先ほどちょっとお話が出ておりましたように、いろいろ貨幣価値の変動、ことに戦争によりまして非常に貨幣価値の御承知のような下落がございまして、その間、恩給等につきましては不十分ながらも多少物価にスライドした修正がなされたわけでございします。郵便年金におきましては、これが特別会計でやつております関係上、また、これを物価にスライドさせるといふようなことになりまして、非常に膨

大な金額が要る。現在、戦前に入りまして年金契約が現在まだ百六万件くらいございします。この契約に對しまして、恩給の最低の倍率といふもので年金額を増額したとどれくらいになるかといふような計算を出してみますと、これは最低一億は出てくるものと、物価の三百倍とか、四百倍とかいふ率でいたしますと、四千億から五千億くらい金が必要と要る、これはとうてい年金の特別会計ではまかない得ないところでありまして、また、一般会計からの補給といふようなことを私どもも考え、また、望んだのでございしますが、これはまた、郵便年金だけでなしに、ほかの同じ私どものところでもやつており簡易保険においても、長期の貯金についても同様な問題があるといふような振り合い等もありまして、政府として困難であるといふことで、今日に至つておるわけでございします。そういう苦い経験が非常に影響しておりました。戦後においては、先ほど申し上げました、養老年金的なものが非常に少く、ほとんど五年、十年の定期年金といふものが大部分であるといふふうな状態で今日まできておるといふ状況でございします。戦前におきましてはそういう経験もありまして、年金の伸び方も戦前に比べますと、戦後は必ずしも芳しくないといふ状況で今日に至つておるような次第であります。

なお、いろいろ足りません点は、御質問がございしましたら、逐次御説明申し上げます。

○坂本昭君 今簡易保険局長から御説明があつて非常によくわかつたよう

に、この郵便年金の過去の経過の中に、今後の国民年金の一番大事な点が秘められているという感じが私はするのではありません。で、参考までに、この郵便年金の第一条と第二条に目的が書いてありますが、この中には、国が営利を目的としないので経営をする、そして安い掛金で年金保険をやる。この思想において、現にわれわれが今論じておるところのこの国民年金法案とそう違わないものをすでに大正十五年からやっていた。ただいま局長の説明のあった通り、昭和の初めから昭和十六年までに約百万件近くておりますが、昭和二十一年を境にして昭和二十一年が一番トップで百九十八万件、それからあとはずっと下ってきておる。昭和三十一年には、百三十八万件とずっと下ってきておる。しかも、今局長の説明のあったように、郵便年金とはいふけれども、実際に使われているのは定期年金、つまり短期の結婚のためとか、教育のためとかそういうためのほんとうの年金ではない。で、実際、この郵便年金の積立金を見ますと、今と、それはずっと増加しておつて、今三十億くらいになっておるようですけれども、この増加しておるということ、ほんとうの終身年金、つまり国民年金に当る分ではなくて、その短期の、結婚のためとか、教育のためにかけるところの定期年金だけがふえておる。しかも終戦を境としてがっかりして、郵便年金も本来の年金の使命を果たしていないということですね。これは私は非常に大事な点だと思うので、要は、景気変動によってこれに対する、今、局長の説明のありました通り、景気変動を、これを乗り越えてい

こうすると、最低一千億要る。場合によると四、五千億も要る。これではとうていできない。それで結局、そういうことをやらなかったし、また、この郵便年金の法律の中には、そういう景気変動に対してどうするという定めもないのですよ。

これは局長さんに伺いますけれども、この中には全然ないのですか。それとも三十八条に「年金約款改正の効力」というのがあります。が、「年金約款の改正は、既に存する年金契約に対してその効力を及ぼさない」と云々というのがあります。が、若干何か手当をする。これはこの郵便年金の中に考えられておつたのでございませうか。

○政府委員(大塚茂君) その物価変動に対する調整というようなことは、実は年金法の中に考えられてございませんで、年金法の第何条かに、年金の支払いについては国が保証する、年金の支払がございませう。ただこれは、契約された年金を支払うことについての保証でございまして、物価変動までを保証するということではございませう。

それからただいま引用されました第三十八条は、これは年金契約が長くないです。その間に死亡する場合は、予定期率等の変更がございませう。場合に、その変更をいたした場合は、効力が既契約に及ばないという規定でございまして、これも物価変動等の場合を予定した規定は実はないわけではございませう。

○坂本昭君 そうしますと、百六十万、昔の契約高で言いますと一億以上になりませんか。これらの人たちは、いわば、泣き寝入りという格好でおるのじゃないかと思うのです。で、

私も今までにそういう郵便年金に入っておった人で、お年寄りの人で、当時へそくりを一生懸命出して、そして老後の楽しみにやっておつたのに、戦争が済んでしまったら、全く値打のない年金になってしまった。何とかしてこれという陳情をいふんも、いまいし。最近もそういうやうな郵便年金の増額をやつてくれ、国は実に無責任だ、国に対して今後信頼できない、という、非常に血を吐くような思いの陳情があるのですけれども、これは国としても当然の私は責任であると思うのです。郵便年金につきまして郵政当局としては、どういう方針をとっておられるのでございませうか。

○政府委員(大塚茂君) こういった物価の変動というのは、長い期間についてみますと、ある程度はこれは避けられない問題じゃないかと思ひますが、その程度というものは、平常時におきましてはそう大きくはない。従つて、それを補う意味で予定期率、利息というやつで大体において補うというのが一般的な考え方じゃないかと思うのであります。が、この前の戦争とそれに続く敗戦というやうなことは、これはもうめつたにあることでもなし、また、今後は絶対にあつては困ることでございませう。で、こういうことはもうあり得ないことだというふうには私も考へておるわけでありませう。しかし、何とて、戦前に加入された方々には非常に

お気の毒でございませう。で、何とかでやることなるといふことで、今日まで努力はいたして参つておるわけではございませう。先ほど言ひましたように、何しろ金額が非常に膨大であり、ほか

とのつり合い等もございまして、いかんともなしたいという状況でございませう。

○坂本昭君 今、厚生大臣が聞きたつた通り、国の責任でやつたこの郵便年金が物価の変動でいかんともなしたい。それに対して国民は非常に憤り

と、憤りを持っているのです。ですから、私は今回この年金をやるに当たつて、多分私に手紙をくれた人あたりは、また郵便年金の二の舞じゃないかと、また、ひどい目にあわされるのじゃないかといふことを、私は国民の人たちがかなり言つてくるのではないかと。一応今、年金々々で非常に年金

プームのような感じですが、これにささいな事情を知つてゐる人にとつては、これはやはり一番基本的な致命的な問題であらうと思ひます。先ほど保険局長は、まあ戦争に負けたと言ふやうなことは二度とあつては困ると言われましたけれども、たとえば厚生年金保険の歴史を見ましても、あれは昭和十七年にできたのです。あとでこの問題についてまた検討してみたいと思ひますが、昭和十七年にできて、それから数年たつたつて敗戦、インフレといふことが起つて、あの厚生年金保険といふものはめちゃくちゃになつてしまつたのです。ですから、私は国が責任をもつてやろうとするならば、この物価変動に対しては最も明確に厳格に、あらゆる責任を負うという態度を、明確にしなければならぬ、これが一番基本的な必須条件である、私はそう考へる意味におきまして、この第四条に皆さんが示されているこの規定では、どうもなほはだ手ぬるいと思ひます。厚生大臣は、この物価変動に

対する国の責任、もちろん国は戦争を起させない、インフレを起させない、そういうお考えをお持ちでしょう。しかし、皆さん方のお出しになつた参考資料の、日本とアメリカとイギリスの戦前の物価指数の推移を見ますと、日本も非常に物価の変動がひどいのです。このひどい物価の変動に対して国がこれ乗り越えて責任を持つという態度をとらないと、年金というものの意味が半減もゼロ減もしてしまふ。この前もある人が三十年ぶりにヨーロッパに行つた。スイスに行つて、ドイツに行つて、そしてホテルに泊つた。そうしたら昔のマルクと同じくらいでホテルに泊まれたというのです。日本ではそういうことはできないのです。この資料に出されたこの物価の推移を見ましても、日本は非常に何といひますか、高低がひどい。米

国やイギリスの場合は比較的これが少い、私はこういう日本の経済の実情もかんがみまして、当局としては、この物価変動に対する明確な態度を私は出していただかなきゃならぬと思ひます。これは厚生大臣の今までの衆議院における答弁は私も読みました。読みましたけれども、あの程度の答弁では私満

足でございませう。まあいんぎん無礼というものでございまして、もっと明確にこれは責任を負わなければ、私はこの法案が一応通つた後に反対運動をやりますよ。インチキだ、入るなと、年金払うなと、年金不納同盟をやつて、ブジャードでもありませんが、こんなばかなものに入つたらあとでひどい目にあうぞ、そういうことを私として言わざるを得ない。国が責任を負うという態度が明確にあるならば、一応七十才

以上千円、あるいは将来四十年の後に三千五百円でも、その三千五百円が将来今度一万円になる場合に、これは一つお互いに物価の変動に応じて上げていくという点がわかつておればこれはまだともかく、四十年たつても三千五百円ということでは、私も国会議員の一人として、これを国民に、これで一つやろうじやないか、不満足だけれどもやろうじやないかということが言えないわけですよ。どうかこの点について、まず厚生大臣の明確な決意と、これは政治の責任の問題だと思ひます。どうぞ御所見を明らかにしていただきます。

○國務大臣（坂田道太君） 私といたしましては、やはり衆議院におきまして述べました通りのことをお答えするよりほかにはないと思うのですけれども、ただいま郵便年金のお話がございますけれども、今局長からお話がありましたように、あれはあくまでも国が運営をしておるけれども、国が直接責任を持つというわけのものではない、任意のものだというわけでありまして。ところが、今回私たちが提出をいたしておりますのは、いわば強制である、従つてまた、国の責任であるということは非常に明確になつておるので、そこに重さを比較するわけにはいかぬかもしれません、やはりここははっきりいたしておるのじやなからうか、つまり国民年金との大きな相違ではなからうか、従つて、その考え方がかゝらして、当然将来戦争あるいは極端なインフレというものを起してはなりませんし、それについての国としての責任というものはこれはわれわれは考へていかなければならない、しかし、い

かなる事情によつてか、著しい経済の変動があつた場合に、これに対応するところの何らの定めがなかつたならば、私はやはりおつしやる通りだと思ひますし、おそらく国民の方々にききまして、われわれが幾らこういう国民年金はあなたの方の老後のためにいい法案であるから御協力願いますと言つてみたところでは、これはなかなかうまくいくものではないというふうに思ひます。で、そういうふうに出て参りました場合に、それではあの第四条というものがそれに対応できるかできないかというところで、おそらくまあ八木先生あたりは、これでは対応できない、もう少し明確にしろ、あるいはもう少し明確に物価変動あるいは生活水準の向上というものがあつた場合においては、すぐそれがスライドされるという形をとつた方がよろしいという御議論があつたわけでありませう。しかし、われわれといたしましては、この第四条をもつてして十分それに対応できる、これはいろいろ議論があるところではございませんし、けれども、私どもの方から言へば、社会党さんの方の法案と比べまして、決してそう対応できるではないという点については、そう變りはないのじゃないか、考えようによつては、むしろ私たちの方が大きい大きいと申しますと、ちよつとこれは言葉が何でございますけれども、包含し得る幅があるというふうには実は考えておるようなわけでございまして、法文として書くなら、やはりこういう書き方の方が一番対応できるではなからうかというふうにまで考えておるわけでございします。もちろんこれにはいろいろ議論のあるところではございます。

で、お教えをいただきたいわけですが、ただいまのところは、私たちとしては、十分物価変動あるいは生活水準等の著しい変動があった場合に対応できる、こういうふうなつもりでこの四条というものの規定をいたしましたようなわけでございますし、厚生大臣はこれに対してはつきりした責任と、それからまた、将来のそれらの事態が起った場合に対しての気持を聞くとおっしゃられれば、私といたしましては、これで対応できると申し上げるよりはかには実は方法がないと考えるわけでございます。

○坂本昭碧 この年金がほんとうに始まるのは四十年の後なんですね、四十年の後のときには幾ら若い厚生大臣といえども、そのころまで御存命かどうか、大へん失礼なことを申し上げますが、わかないのであって、だれが読んでも明確に責任をあるというその言葉をもつて法律を言い表わしておかないと、あとでいろいろ疑義が起ると思います。私は、きょうはこの逐条審議に入つておるのじゃありませんので、あらためてまたこの四条について検討しようと思ひますが、ただこの四条には一項と二項と二つありますが、これは読んだところではやはり二項が主体になつておるものだと思います。二項が主体になつてきて、それに一項をつけ加えたものじゃないか、従つて、私の読んだ範囲内では、いつも主体になつてゐるのは保険料なんですよ。取り上げる方の保険料を基準にして、そうして少くとも五年ごとに基準に従つて再計算、それから調整をせよ、で、われわれが求めているものは、出すところの保険料だけではなく、給付の、

年金の額なので、すなわち年金の額ということに基準を置いてやはり調整をするという思想がなければ、これは主客転倒だと思われるのです。きょうはその点については、また、この逐条審議のときに一つ議論をやると思います。

次に、この郵便年金と並んで重要な厚生年金保険の過去の歴史について少し検討してみたいと思うのです。ちょうど「厚生年金保険法の解説」という厚生省の厚生年金保険課で編まれた本があります。これはたしか前の条文を書いた前の年金保険課長が作られた解説なんです。非常にいいことが書いてあります。実は私はこれで非常に教えられたのです。たとえば厚生年金保険制度の創設とその経過のことをいろいろ説明しておりますけれども、最初が、どういうために作られたかということについてこういう言葉を使って書いてあります。直接には当時の、つまり最初できたのは昭和十六年三月十一日に公布されて、十七年の六月一日から実施されたわけですね。ですから、ちょうど大東亜戦争の始まる前から、大東亜戦争の間を通じて厚生年金保険法というものは発展してきたわけです。直接には当時の戦時体制下において、生産力を極度に拡充し、労働力の増強確保を図る必要があり、そのため措置の一環として要望された」また「一方時局下における国民購買力の封鎖の見地からこの制度による強制貯蓄的機能が期待されておつたことも見逃し得ない」これはなかなか大事なことです。ですね。その成立の経緯から、戦時政策的な色彩が強く現われていたということができる。というふうに解説

しているのです。私が今、年金法案の最初の審議に当って序論的なことから申し上げたいということは、かつて、今約一千万をこえるところの労働者のための厚生年金保険法というものが強制的な貯蓄的機能が期待されておったことも見のがし得ない、再び強制的な貯蓄的な機能のもとに、この新しい国民年金法が全国民に対して強制されるということになれば大へんなことなんですよ。ことにあのときは大東亜戦争の直前に公布された、そうして今坂田厚生大臣は岸内閣の一人として、この国民年金法案がまた再び戦争目的のために強制的な貯蓄的な目的をもつてやられるとすれば、これはもう私たち命を賭してでも反対しなければいかぬことだと思ふのです。もちろん今そういうふうなことは、兎戯に類することは申しませんが、ただ多分に強制貯蓄的な内容があるということです。しかも先ほどから郵便年金の場合に論じられてきた通り、四十年も五十年もたつて、あとになってまた貨幣価値がなくなつてから支払われたのでは意味がない、そういう点のものはどうしても検討していかねければならないと思うのでございします。その後の厚生年金保険法のいろいろな経緯を見ますというと、非常におもしろいのであります。昭和二十二年の四月に改正されたころには、厚生年金保険事業の運営に關して重要な事項を審議するために、被保険者、事業主、公益代表の三者構成による厚生年金保険委員会を設置する、こういう改正も述べられておるのであります。私はこういう点も、今度の年金を作る場合に非常に大事な示唆を与えるのではないかと思います。

ろうと思うのでございますが、ただ、今われわれが年金法を提出いたしましたこの際、いたしましては、やはり現在置かれておられますところの日本の経済成長、あるいはまた、財政というものを離れて組みようはない。また、その組み方につきましても、初めからそういうことを予想して幅広く、そうしてすべての国民に喜ばれるように組むか、それとも手固く、将来、日本の経済の発展する過程においてそれを充実していくように組むかという議論になるわけでございまして、われわれにいたしましては、後者のいわば非常な地味な、現実的に即した一つの立て方をしてきたと、こういうふうな私たちが考えておるわけでございまして。坂本委員の御質問は、私たちも十分これを参考にいたしまして、今後ともどもこの研究をいたしまして充実をいたし、国民の方々にほんとうに喜んでいただき、また、信頼されるような一つの年金というものを作っていきたい。固定したものでなくて、これは発展的なものである。給付の内容も、場合によつては、これが三千五百円にも五千円にもなり得る法案である、あるいはまた、今度の場合においては外部障害等に限定をされておられるけれども、将来においては、これは内部障害等においても考えていく余地を残しておる、そういう発展的なものである、こういうふうな御了承をいただきたいと、まあ私としてはましては考えておるようなわけであります。

○坂本昭君 今述べられた点、非常に大事な点でして、なかなか承するわけにいかないのです。なるほど保険経済の平衡を保つということ、これはわ

れわれ社会党といえども同じ考えです。しかし、大臣の御見解の基本的な間違つておる点は、なるほど保険経済の平衡を保つ上から、積立金をくずしたりするということ、これはわれわれも反対です。やはり積立金を作つていく必要があります。しかし、さっき私が厚生年金保険法について申し上げた通り、強制貯蓄になつたのでは、これは大へんなことであります。そうして現に、昭和十七年にできたところの厚生年金保険法というものは、戦争目的のために強制貯蓄の役目をなはだたしてきたということです。つまりもつとはつきり申し上げますならば、今私のあげた金額、昭和百十五年に四兆六千九百八十三億というものは、これは厚生年金保険の現在行われておるもの金額なんです。で、これのたとえは今から十年後の昭和四十五年ごろを見ます。そうすると、一兆四千億になります。一兆四千億の積立金でございまして、昭和四十五年ごろです。このころの保険給付というものは四百六十二億です。そうしてこの四百六十二億というのは、この保険収入よりも少いのです。保険収入が千六百九億です。入る方は千六百九億も入つてきて、そうして保険給付の方はその四分の一ぐらしか給付していつてない。そうしてあと積み立てられておる。その積立金は何に使われているか、これは強制で、すなわち納めなかつたら差し押えがいくのです。国税、地方税に次いで差し押えて競売に付せられるのです。それはどきどき要求をもつて取り上げられる、強制的に取り上げられるところのその積立金が、過去の実績において

も何に使われておつたか、私はこれが非常に問題であると思う。で、この点を明確にしないで国民年金法を作つても、これはいたずらなる暴挙であつて、強制的に貯金させる、そうしてその貯金は適當なところに使われるということでは、非常に目的を達すると思ふのです。で、今の積立金のことにつきましては、ちょうど大蔵省の方も来ておられますから、伺つていきたいのであります。厚生年金保険について昭和十七年の十月の八日に大蔵大臣と厚生大臣との間に協定ができております。これなんか非常におかしいと思ふのです。こういう大事な問題に対して、大蔵大臣と厚生大臣が取りきめをやつて協定をやつていくというものは、なぞもつと法律をもつてこれを明示しなかつたか。労働者年金保険特別会計の余剰金及び積立金の取扱ひに關する大蔵大臣と厚生大臣との協定、というものができていく。その後、占領軍が来てから、いろいろと變つて参りまして、厚生保険特別会計法の十三条によつて「積立金、資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得」というふうに規定され、それから資金運用部資金法の第二条によつて「積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならぬ」、それから「余剰金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない」というふうな規定が作られてきていくのでございまして、大蔵省の方にお伺いしたいのは、各種の年金、この国民年金を含めてです。ね、厚生年金がある。それからまた、今度は国家公務員の共済法も改正になる。そういう場合には、一体いふゆる特別会計というものは、余剰金、積立金

は資金運用部資金の積立金の運用に關する法律で、全部大蔵省の預託金として資金運用部に入れてしまふおつもりであるかどうか。財務当局の御意見を一つ明らかにしていただきたい。

○説明員(渡田智君) ただいまの御質問の点でございまして、現行の制度といたしましては、ただいまお読みになりましたように、原則といたしましては、各特別会計の積立金及び余剰金は、これを資金運用部に預託することになつておまして、資金運用部はその預託を受けまして、財政投融資という形で各般の運用を行なつておるわけでございまして。今おあげになりましたうちで国家公務員共済組合につきましては一部を預託するという制度になると存じます。

○坂本昭君 ところが、この預託金の運用についていろいろ問題があると思ひます。先ほど申し上げました郵便年金、簡易生命保険、これについては、昭和二十七年六月二十五日の法律第二十号で、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律というものができて、これは郵政大臣が「積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する」ということになっております。ところが、厚生年金保険は、これは厚生省が主管をして、厚生省が責任をもつてやつておるにかかわらず、これは厚生大臣が管理し、運用しておらぬわけです。こういう違いはどうして起つてきたのですか。また、そのことについて、一体厚生大臣並びに賢明なる小山審議官はどう考えておられますか。

○説明員(渡田智君) ただいまの簡易保険と厚生年金保険の違いであります。が、これはいろいろその性質等においても違いはございまして、簡易生命保険は申すまでもございませうが、これは全く任意の保険という形をとつております。従ひまして、一方厚生年金保険の方は、各般の国の関与のもとでございましておまして、その性格においても相違もございまして。簡易保険につきましては、かつて資金運用部に預託をされておつたような例もございしますが、ただいまおあげになりましたように、二十八年度の制度の改正によりまして、その折に積立金の運用に關する法律ができて、これは郵政大臣の責任において運用されております。ただ、その計画につきましては、やはりこれも財政投融資計画の一環ということになっておまして、その資金も合せまして一元の運用をはかるために年度の計画を立てまして、それに基いて資金運用部資金運用審議会、これは資金運用部の資金と、それから簡保、保険年金の資金と一緒にいたしまして、同じ審議会にかけて、その議を経て運用される、こういう形になっております。

○国務大臣(坂田道太君) 私の考えをいたしましては、やはり将来におきましては、これらの厚生年金なり、あるいは今度提出しております国民年金というものの少くともことに国民年金においては、零細な保険料を納められた方々に直接間接に還元されていくというふうな運用をされ、しかもその運用の仕方というものは、やはり厚生省が、たとえば直接と言へばまた問題もございまして、財政経済のわかる方々の中に入

られる方々の意思を代表する方をこれらの委員の中に入れることによって運用をして参ることが、私は筋であるというふうな思ふわけでございます。また、私は少くとも保険料を納められた額の納められた方々の福祉の施設と申すか、あるいは養老、老人ホームであるとか、あるいはまた病院であるとか、その他の形においてこれが返っていくものでなければならぬ。また、そういうふうな方法にいくべきものである。やはり先ほど私がお答えを申し上げました通りに、何を申しまして、この社会保障制度が現実に各国に取り入れられ、そしてこれが発達をしてきたのは、第二次大戦以後のことであるというわけでございまして、何もこれは固定的なものではなくて、発展をはらんでおる問題でございまして、その国、その国民というものの成長と申しますか、考え方というものが、社会保障についてすら、いろいろ考え方がずつと発展的になつておる今日の段階においては、それらのものの運用というものが仰せの通りの方向に向かつていくことは当然のことであるし、また、そうしなければならぬことであるというように、私といたしましては考へておるような次第でございます。

○坂本昭君 ただいまの大臣の御見解は私は非常に期待をしております。ただし、これはなまやさしいことではな

いと思つて、大蔵省の担当の方も来ておられて、これはえらい物騒なことになったと思われるかもしれませんが、しかし、これは非常に大事なことです。もし私が果敢に果敢なことをなす、皆さんの計画の国民年金については徹底的に反対して反対運動を展開します。ただ、この前の簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律のできたときはこれはやはり政治力ですね。今の大蔵大臣の佐藤さんが郵政大臣のときに、反主流派の御大の池田さんと渡り合つて結局「郵政大臣が管理し、及び運用する」というところへ持つていったのです。政治力で、そのときは個人的な政治力でしょう。しかし、私はこれからの問題は坂田さんの個人的な政治力じゃなく、もう勤労者国民全体の要求です。もちろん大蔵省には資金運用部資金で財政融資される。今年のように五千九百九十八億、その中には住宅金融公庫もあれば、いろいろ中小企業金融等のための投資もあると云えるでしょうが、肝心の厚生次官は資金運用部資金運用審議会の委員ですけれども、厚生大臣が責任を持つてこつするにあつたということはできない。私はこれは国民の希望にのつたり、また、厚生年金保険について、労働者の希望にのつたり、どうして労働者の希望にのつたり、労働者の運賃にまかしていただきたい。そしてまた、一九三三年の六月八日にジュネーブで開かれたILOの第十七回総会ではこういう決議があるのです。「工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並びに家内労働者及家庭使用人のための強制老齢保険に関する条約」(第三十

五号)、これは労働者厚生年金保険や今度の国民年金保険のことです。つまりこれに関するILOの条約第三十五号では、その同条約第十條にこういうことが書いてあります。「保険制度は、公の機関に依りて設立せられ且営利の目的を以て経営せられざる機関に依り、又は国の保険基金に依り、管理せらるべし。この点は日本の現在もまあ間違つてはいないと思ひます。それからそのうちの一部分を見ていきますと、「保険機関の基金及国の保険基金は、公の基金より分離して管理せらるべし。」と書いてある。私の見るところでは、イギリスの場合、あるいは社会主義のソビエトの場合などは全部ブルジョアのおつてはかへ使つてはみせんね。それから第十條の四には「被保険者の代表者は、国内の法令又は規則に依り定めらるる条件に従ひ、保険機関の管理に参加すべし。又右の法令又は規則は、使用者及び公の機関の代表者の参加に關し定むることを得。つまり被保険者の代表は責任を持つて公然とその管理に参加することができ、それから使用者及び公の機関の代表者が参加する場合に何か規則を作つて参加させる、つまりとられる方の労働者に一番の権限を与えてゐる。私は、こういう点をこのILOの勧告というものは日本においてもやはり重んぜらるべきであつて、ことに今日、厚生年金保険でも膨大なところの積立金、さらに国民年金をやつたときには目を回すような積立金を作られる。それが強制貯蓄という名で、特に先ほど一元の運用という言葉を使ひましたけれども、あれはくせ者なんです。戦争的な一元の運用は、あれは戦争目的ですよ。今の

民主主義とか、平和主義とか、日本における一元の運用というものは国民生活の水準を高めるため、働く者の仕合せのため、これが一元の運用であつて、大蔵省なんかには私は断じてゆだねるべきものじゃないと思ふ。その点時間がかかりましたので、厚生大臣に強く要望して、厚生大臣の決意をうけながらして私は一応質問を終ります。

○国務大臣(坂田道太君) よく承つて善処したいつもりであります。

○委員長(久保等君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案

二、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもので又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種類(精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ)その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一條及び第二十三條の規定に基き省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならぬ。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條之二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種類に於て、当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をいい、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に於て、省令の定めるところによる。)における病床の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しく

は病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）の規定に基づき設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定に基づき設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づき設立された共済組合

六 農林漁業団体職員等共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づき設立された共済組合

七 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に關し、厚生大臣に協議しなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七條の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係る許可の申請については、適用しない。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のよう

に改正する。

第二十六條の二の次の一條を加える。

（共済事業規約）
第二十六條の三 組合は、第十條第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」という。）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關する事項を定めなければならない。

第四十三條第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十六條の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円を超えないことを定める規約の設定、変更（変更の前後を通じて当該規約がこの要件に該当するものに限り。）又は廃止については、この限りでない。

第五十條の次に次の一條を加える。

（責任準備金）
第五十條の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第五十三條の二中「前三條」を「前四條」に改める。

第九十七條第一項中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2 この法律の施行の際現に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行つてゐる共済事業に關しては、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六條の三の規定を適用しない。

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、結核医療法案（坂本昭君外九名発議）

結核医療法案
結核医療法
（目的）
第一条 この法律は、国の責任において結核の医療を行うことによつて結核患者に対する医療の普及及び徹底を図り、もつて結核患者の急速かつ徹底的な減少を期することを目的とする。

（地方公共団体及び医師等の義務）
第二条 地方公共団体及び医師その他の医療関係者は、国がその責任において行う結核の医療に協力しなければならない。

（医療の給付）
第三条 国は、結核患者に対し、結核の医療の給付を行う。

（指定医療機関の指定）
第四条 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について、その主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について、開設者の申請により、前条に規定する医療の給付を担当させる機関を指定する。

（指定医療機関の基準）
2 前項の指定の基準は、厚生大臣が、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める。

3 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

（指定医療機関の診療基準等）
第五条 指定医療機関は、結核の医療の給付を行うについては、厚生大臣が結核予防法に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める診療基準によらなければならない。

2 指定医療機関は、結核の医療の給付について、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事の指導に従わなければならない。

2 結核の医療の給付は、次条第一項の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（指定医療機関の取消）
第六条 指定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、厚生大臣が指定した指定医療機関にあつては厚生大臣、都道府県知事が指定した指定医療機関に

2 結核の医療の給付は、次条第一項の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（指定医療機関の指定）
第四条 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について、その主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について、開設者の申請により、前条に規定する医療の給付を担当させる機関を指定する。

（指定医療機関の基準）
2 前項の指定の基準は、厚生大臣が、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める。

3 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

（指定医療機関の診療基準等）
第五条 指定医療機関は、結核の医療の給付を行うについては、厚生大臣が結核予防法に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める診療基準によらなければならない。

2 指定医療機関は、結核の医療の給付について、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事の指導に従わなければならない。

（指定医療機関の取消）
第六条 指定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、厚生大臣が指定した指定医療機関にあつては厚生大臣、都道府県知事が指定した指定医療機関に

2 結核の医療の給付は、次条第一項の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（指定医療機関の指定）
第四条 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について、その主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について、開設者の申請により、前条に規定する医療の給付を担当させる機関を指定する。

（指定医療機関の基準）
2 前項の指定の基準は、厚生大臣が、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める。

3 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

（指定医療機関の診療基準等）
第五条 指定医療機関は、結核の医療の給付を行うについては、厚生大臣が結核予防法に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める診療基準によらなければならない。

あつては都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

一 前条の規定に違反したとき。
二 結核の医療の給付に要する費用の請求について不正の行為があつたとき。

三 診療科名の変更等により結核の医療の給付を担当するについて不適当であると認められるに至つたとき。

四 第十一条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 当該指定医療機関の開設者又は従業者が、第十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに不応、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員と同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため当該指定医療機関において相当の注意及び監督が尽されたときを除く。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該指定医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(指定医療機関の医療費の請求及び支払)

第七条 指定医療機関が結核の医療の給付に要した費用を国に対し請求したときは、国は、その請求に基づき、当該費用を支払うものとする。

2 前項の医療の給付に要した費用の額は、厚生大臣の定めるところにより算定するものとする。

第八条 指定医療機関は、前条第一項の請求をする場合には、当該医療に係る患者が医療を要する結核患者である旨の都道府県知事の認定書を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認定書を交付する場合には、当該患者の居住地(居住地を有しないときは、その所在地。以下同じ)を管轄する保健所に置かれた結核診療協議会の意見を聞かなければならない。

3 第一項の認定書は、当該請求に係る医療の開始の日から六月間その効力を有するものとする。

第九条 国は、指定医療機関から結核の医療の給付に要した費用の請求があつたときは、第五条第一項に規定する診療基準及び第七条第二項に規定する費用の額の算定方法に照らして審査した上、支払うものとする。

2 国は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

の給付に要した費用の請求及びその支払に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(指定医療機関の報告等)
第十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、結核の医療の給付に關し必要があるとき、指定医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(医療費の支給)
第十二条 国は、結核患者が急迫した事情のためやむを得ないと認められる場合において、指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局において結核の医療を受けたときは、当該患者又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう)の申請により、当該医療に要した費用の額に相当する額の医療費をその者に支給する。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、第七条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に医療に要した費用の額をこえることができない。

3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所の長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該患者が医療を要する結核患者であるかどうかについて、当該保健所に置かれた結核診療協議会の意見を聞かなければならない。

(結核診療協議会)
第十三条 都道府県知事の諮問に應じ、第八条第二項の認定書の交付及び前条第四項の決定に關し必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診療協議会を置く。

2 結核診療協議会は、都道府県知事の監督に属する。

(構成)
第十四条 結核診療協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、關係行政機関の職員及び結核の医療に關し学識経験のある医師のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(關係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く)の任期は、二年とする。

(政令への委任)
第十五条 この法律に規定するもののほか、議事の手続その他結核診療協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(社会保険及び生活保護との関係)
第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する保険者及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に規定する共済組合は、結核の医療については、給付をなすことを要しない。

2 結核の医療については、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による医療扶助は行わない。

(結核療養所の設置及び拡張の勸告)
第十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市その他の必要と認める地方公共団体に對して、結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ)の設置及び拡張を勸告することができる。

(国の補助)
第十八条 国は、政令の定めるところにより、前条の規定により厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に對して設置又は拡張を勸告した結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助しなければならない。

第十九条 国は、都道府県又は市町

村(特別区を含む)に対して、政令の定めるところにより、その開設する結核療養所(第十七条の規定により厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第二十条 国は、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、政令に定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

2 前項に規定する法人が社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する社会福祉法人であるときは、同法第五十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

(保健所を設置する市の特例)

第二十一条 保健所を設置する市にあつては、第八条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第十四条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。

(大都市の特例)

第二十二条 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条中「指定都市」という)においては、政令の定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合において、この法律中都道府県

知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(罰則)

第二十三条 結核査査協議会の委員又はその職にあつた者が、その職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当な理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 結核予防法の一部を次のように改正する。

目次中「医療」を「削除」に改め、「及び結核査査協議会」を削る。

第一条中「及び結核患者に対する適正な医療の普及」を削る。

第二条中「及び結核患者の適正な医療」を削る。

第二十九条第二項中「第六十条に『結核医療法(昭和三十四年法律第号)第二十條に改める。』」を「第六十條に改める。」に改める。

第六章 削除

第三十三条から第四十三条まで削除

第七章 結核予防査査協議会

第四十八條から第五十條までを次のように改める。

第五十一条第七号から第九号までを削る。

第五十二条中「市町村」の下に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加える。

第五十七條第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第五十九條から第六十一条までを次のように改める。

第六十二条中「若しくは予防接種の実施の事務に従事した者又は結核査査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行」を「又は予防接種の実施の事務に従事した者が、その実施」に改める。

第六十八條中「第三十四條第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條第二項」を削り、「第三十四條第一項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第二項並びに」を「及び」に、「第七号まで及び第九号」を「第六号まで」に改める。

第六十九條中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

3 この法律の施行の際現に改正前の結核予防法(以下「旧法」という)第三十六條第一項の規定により指定されている指定医療機関は、この法律の施行後六月間は、第四條第一項の規定により指定された指定医療機関とみなす。

4 この法律の施行前になされた旧法第三十四條、第三十五條又は第四十一條に規定する医療については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により都道府県がその医療の費用を負担すべきものとされている結核患者の医療に要した費用を第七條第一項の規定により請求する場合には、第八條第一項の規定による認定書は、添付することを要しない。ただし、旧法第三十四條第一項に規定する申請をした日から六月を経過した日以後における医療に要した費用については、この限りでない。

6 この法律の施行前に旧法第三十三條の規定により厚生大臣が地方公共団体に對してした勧告は、第十七條の規定により厚生大臣が地方公共団体に對してした勧告とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

第十三條第二項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第三項」を「結核医療法(昭和三十四年法律第号)第九條第二項に改める。」に改める。

9 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第三号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十四年法律第号)」に改める。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十四年法律第号)」に改める。

11 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四條及び第三十五條」を「結核医療法(昭和三十四年法律第号)第三條」に改める。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆)

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆)

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆)

第一条中「公衆衛生」を「主として公衆衛生」に改める。

第三条第二項中「左に掲げる措置」を「前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条同項を同条第三項とする。

四 洗場については、床が、不透水性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること
第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならぬ。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

第四条中「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」を「クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）」に改める。

第五条第一項中「前条の規定により置いた」を削る。

第十六条中「一千円」を「二千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）
第三条第二項の規定は、この法律

の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して二年間は、適用しない。

3 新法第三条第三項第四号の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所の洗場については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

4 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第四条本文中「クリーニング所」とあるのは、「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」と読み替えるものとする。

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局